さぬき市へんろ資料館ネーミングライツパートナー提案募集要項

1 趣旨

本市では、四国遍路の歴史や文化に関する貴重な資料を収集し、保管・展示するとともに、四国遍路文化の普及、発信及び継承を目的に設置されたさぬき市へんろ資料館の安定的な管理・運営を確立するため、ネーミングライツパートナーを募集します。

2 対象施設

(1) 名 称:さぬき市へんろ資料館(愛称 おへんろ交流サロン)

(2) 所 在 地: さぬき市前山 936 番地 3

(3) 施設概要:別添「施設概要」のとおり

3 募集期間

通年募集

	募集期間		
第1期	令和7年8月1日 ~ 令和7年9月30日		
第2期	令和7年10月1日 ~ 令和7年12月31日		
第3期	令和8年1月1日 ~ 令和8年3月31日		

※各募集期間末日で締切後、応募があった場合は募集を終了し、審査を行います。

4 募集の条件

(1) 応募資格

ア 公共施設への愛称付与にふさわしく、施設のイメージを損なわない企業などの法人であること。

イ さぬき市有料広告掲載事業に関する基本要綱第3条第12号に掲げる者に 該当しないこと。

さぬき市有料広告掲載事業に関する基本要綱(抜粋)

(広告の基準)

- 第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告の掲載をしない。
 - (12) 次に掲げる業種又は事業者に係るもの
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に 規定する風俗営業及びこれに類似する業種
 - イ マルチ商法、催眠商法等の悪質商法又は商品先物取引とみなされるもの
 - ウ ギャンブル性を有する業種
 - 工 消費者金融
 - オ 市税を完納していない事業者
 - カ 過去5年間にさぬき市から、12箇月以上の競争入札の指名停止を受けた事業者又 はさぬき市から現に競争入札の指名停止を受けている事業者
 - キ 法律に定めのない医療類似行為を行う業種又は事業者
 - ク その他社会問題を起こしている業種又は事業者

(2) ネーミングライツ料募集金額

年額50万円(消費税及び地方消費税を含む)以上とします。

- ※ネーミングライツ料は、毎年4月末までに当該年度分を一括納付していた だきます。
- ※年度途中に愛称使用を開始することとなった場合における初年度のネーミングライツ料は、年額を月割りした金額とし、初年度の納付期限は愛称使用開始日の属する月の末日とします。
- ※ネーミングライツ料に加えて、当該施設の維持管理に係る資材の提供や清掃などの役務の提供を組み合わせることも可能とします。

(3) 契約期間 (愛称使用期間)

契約期間については、利用者の混乱を避けるため原則5年以上とします。

※期間の始期は、周知期間や導入準備に要する期間を踏まえて協議により決定します。また、期間の終期は年度の末日となります。

(4) 愛称に係る条件

愛称は、企業等の名称・商品・サービス名を含んだものを付けることができますが、次の条件をいずれも満たすものとします。

- ア 当該施設の設置目的や文化施設としてのイメージを損なう恐れがないもので、親しみやすさ、呼びやすさ等広く市内外の方の理解を得られるものであること。
- イ 「へんろ」という用語を使用すること。
- ウ 利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更はできないこと。
- エ 愛称が定着するまでの間、条例上の名称等を併記する場合があること。
- オ さぬき市有料広告掲載事業に関する基本要綱第3条各号(第12号を除く。)の規定に該当しないものであること。

さぬき市有料広告掲載事業に関する基本要綱(抜粋)

(広告の基準)

- 第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告の掲載をしない。
 - (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (2) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - (3) 社会問題についての主義主張に係るもの
 - (4) 政治活動又は宗教活動に係るもの
 - (5) 個人、団体等の意見広告を内容とするもの
 - (6) 公衆に不快の念を与えるおそれのあるもの
 - (7) 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - (8) 国内世論が大きく分かれているもの
 - (9) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスに係るもの
 - (10) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたりする おそれのあるもの
 - (11) さぬき市又は国等が推奨していると誤解させるようなもの
 - (12) (略)
 - (13) 消費者保護の観点から適切でないもの
 - ア 誇大な表現(誇大広告)であるもの(根拠となる資料を要する。)及び根拠のない 表示や誤認を招くようなもの
 - イ 虚偽の内容を表すもの
 - ウ 責任の所在が明確でないもの
 - (14) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
 - ア 暴力や犯罪を肯定し、助長・連想するような表現をするもの
 - イ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現をするもの
 - ウ 青少年の身体、精神及び教育に有害なもの
 - (15) その他市長が広告掲載として適当でないと認めるもの

(5) 愛称表示可能箇所

愛称表示可能箇所は、施設敷地内外の看板等、周辺の道路案内標識並びに市のホームページ及び印刷物です。表示の変更については、市との協議によるものとします。

(6) 愛称施工方法・費用負担等

施設敷地内外の愛称表示は、愛称使用開始時期を目途として、ネーミングライツパートナーが施工するものとします。また、修繕、変更、撤去(期間満了後の現状回復を含みます。)等についてもネーミングライツパートナーが行うものとします。

施工の範囲、実施時期及び内容は、市との協議によるものとします。

なお、これらに要する費用は、ネーミングライツ料とは別に応募企業等の負担とします。

市ホームページ及び市が発行する印刷物への表示変更は、市が行うものとし、その際の費用は原則市の負担とします。

ただし、印刷物については、残部数や改訂時期等を踏まえ、ネーミングライツパートナーと協議の上、決定するものとします。

費用負担に疑義を生じた場合は、市との協議により決定するものとします。

区分	施工・費用負担	備考
敷地内の看板等の表示変更	ネーミングライツパートナー	
敷地外の看板等の表示変更	ネーミングライツパートナー	
周辺の道路の案内標識	ネーミングライツパートナー	
契約期間終了後の原状回復	ネーミングライツパートナー	
市が発行する印刷物やホームペー	±	
ジの表示変更	市	

5 ネーミングライツ導入までの流れ

ネーミングライツパートナーの選定は、次のとおり進めます。

(1) 相談・申込み

ネーミングライツの申し込みに当たり、不明な点等がありましたら別紙質問票を市プロジェクト推進室あて電子メールにて送付してください。

質問については、市プロジェクト推進室において当該施設を所管する生涯学 習課と調整のうえ回答しますので、時間を要する場合があります。

申し込みは、別添申込書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、所定の申込先まで提出(持参又は郵送)してください。

ただし、条件を満たしていないなど、受け付け不可と判断した場合は、提案者に郵送又はメールで通知します。

(2) 施設命名権者選定委員会

ア 選定方法

応募企業等、応募された愛称、期間、金額等を総合的に勘案し、選定委員会による審査等を経て決定します。ただし、応募に適当な者がいなかった場合には、ネーミングライツパートナーを決定しないことがあります。

イ 選定結果の通知

選定結果については、採否を全ての応募企業等に対し文書で通知するとと もに、選定されたネーミングライツパートナーや愛称を市ホームページ等で 公表します。

6 お問合せ・申込先

〒769-2195 さぬき市志度5385番地8

さぬき市プロジェクト推進室

(担当:大山、原田)

電話:087-894-6110

メールアドレス project@city.sanuki.lg.jp

7 備考

- (1) 市は、愛称の使用期間中は、自らが利用する場合はもとより、利用者や報道関係者に対し、愛称の使用を要請するなど、愛称の普及及び定着に努めます。
- (2) 市は、毎年のネーミングライツ料の一部を、当該施設の維持管理や運営経費等に充当します。
- (3) ネーミングライツパートナーに決定した場合は、契約期間満了後の次期募集の際には、優先交渉権があるものとします。